

〈資料〉

家庭内暴力防止法 2000年

——カナダ・オンタリオ州——

村 井 衡 平

わが国において、ドメスティック・バイオレンス（DV）とよばれる夫や恋人からの暴力による殺人、傷害事件は2000年（平成12年）の1年間で1096件となっていた。こうした暴力を防止して被害者を保護するために、新たに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定され、2001年（平成13年10月13日）より施行された。この法律によれば、身体的暴力がひどいときには、被害者が裁判所に申し立てて、保護命令を請求することができる。その内容として、「6カ月の接近禁止命令」および「2週間の住居退去命令」が定められた。そして、本法にもとづいて全国に設置された配偶者暴力支援センターには平成14年度からの2年間で約8万件もの相談がよせられた。だが、この法律はあくまでも暴力から一時的に逃れる保護にとどまっており、その保護にも多くの抜け穴があるなどの批判があった。そこで、平成16年12月2日に施行された改正法により、保護の対象を子供・元妻にも拡大し、退去命令の期間も2カ月に延長されるにいたっている。このような事情を念頭において、本稿においては、わが国と同じ頃にカナダ・オンタリオ州において、2000年法第33章として制定され、裁判所による介入命令および緊急介入命令の2種を定めている「家庭内暴力防止法」（Domestic violence protection Act. 2000）の内容を紹介する。わが国と比較するとき、カナダにおいては、保護施設やシェルターが女性3万人に1つの割合で設けられているといわれ、30万人に1つしかないといわれ

るわが国は、この点で圧倒的に不足しているのではないと思われる。

第1条 (1) 定義

本法において、“申立”は、介入命令または緊急介入命令の申立を意味する。

“子”は、18才未満の人を意味する。

“同居”は、婚姻の内外を問わず、夫婦関係の中で同棲することを意味する。

“裁判所”は、上位裁判所を意味する。

“指名判事”は、第13条のもとで指名されたオンタリオの裁判所判事または治安判事を意味する。

“規定された”とは、本法のもとで制定された規則により規定されたことを意味する。

“親族”とは、ある人と血縁、婚姻または養子縁組による他の人との関係を意味する。

“住所”には、ある人が家庭内暴力のために立ち退いた住所を含む。

“相手方”とは、介入命令または緊急介入命令の申立に対する相手方を意味する。

“武器”とは、連邦刑法典に定義される武器を意味する。

(2) 家庭内暴力

本法の目的のために、家庭内暴力は、申立人の親族または子に対してなされる下記の作為または不作為を意味する。

- 1 申立人に対して、彼または彼女の安全を危くするような威力を故意に向ける暴力であるが、自己防衛のためになされるいかなる行為も含まない。
- 2 身体的な傷害または財産に対する損害を生じさせる故意もしくは無謀な行為または不作為。
- 3 申立人に対して、彼または彼女の安全を危くするような作為もしくは不作為または強迫もしくは不作為。

- 4 合法的な権威なしに行われる強制的な身体的監禁。
- 5 性的強迫、性的利用もしくは性的苦しみまたは性的強迫、性的利用もしくは性的苦しみへの恐怖。
- 6 ある人を観察し、尾行し、接触することを含めて、申立人に彼または彼女の安全への恐怖を総合的に発生させる一連の行為。

(3) 同 一。

家庭内暴力は、本法の目的のために、第2項に記載された作為または不作為に関して、責任を負わされたか、棄却されたか、または有罪判決が得られたか、得ることができたか、いずれにしても、発生したものと認定されることができる。

第2条 (1) 申立人。

第2項に従い、下記の人々は、介入命令または緊急介入命令を申し立てることができる。

- 1 家族法典第3章の意味における、相手方の配偶者または前配偶者。
- 2 家族法典第3章の意味における、相手方の同性のパートナーまたは以前の同性のパートナー。
- 3 相手方と同居している人、または彼等が申立のときに同居しているかどうかを問わず、相手方とある期間、同居していた人。
- 4 相手方とデートしているか、デートした関係にある人。
- 5 相手方と同居している相手方の親族。

(2) 年令の制限

介入命令または緊急介入命令を申し立て、または申し立てられる人は、少なくとも16才に達していなければならない。

第3条 (1) 介入命令

相手方に対する通知の申立により、裁判所は

- (a) 家庭内暴力が発生し、かつ
- (b) 人または財産が傷害または損害をうける危険があること

の蓋然性について確信するとき、一時的または継続的な介入命令をすることができる。

(2) 命令の内容。

介入命令には、裁判所が具体的な事情のもとで、傷害または損害を蒙る危険のある人または財産を保護するために適切と判断する下記の事項のいずれか、または全部を含めることができる。

- 1 住所、事業所、学校または仕事場を含めて、申立人、申立人の親族、子または他の特定の人が定期的に通う場所に、相手方が通り、近づき、または入ることを制限すること。
- 2 相手方が申立人、申立人の親族、子または他の特定の人を脅迫し、困らせ、または悩ませる特定の行為をすることを制限すること。
- 3 相手方に対して、申立人の住所から、即時または特定の時間内に立ち去ることを要求すること。
- 4 治安官に対して、特定の期間、申立人、相手方または申立人の住所におもむく特定の人に同行し、その人または他の指名された人の財産の移動を管理するよう要求すること。
- 5 相手方が申立人または他の特定の人と直接または間接に接触または文通するのを制限すること。
- 6 相手方が申立人または他の特定の人のある場所から他の場所へ追隨すること、または申立人もしくは他の人と特定の距離内に居ることを制限すること。
- 7 治安官に対して、
 - i 家庭内暴力がなされるのに武器が使用され、または使用するべく脅迫されるときはその武器を
 - ii 相手方が第1項に記載された武器を所有し、所持または管理することを許可する書面を没収するよう要求すること。

- 8 申立人と相手方によって共有される住所を、所有権を無視して、申立人が全面的に占有することを許可すること。
 - 9 家庭内暴力の直接の結果として申立人または子が蒙った金銭的な損害を相手方が申立人に支払うことを要求し、その金額は、略式に、裁判所によって決定されることができる。それには、収入または扶養料の損失、医療または歯科の費用、蒙った損害による臨時費用、移動・宿泊費用および裁判費用が含まれる。
 - 10 申立人または相手方に特定の動産の一時的および全面的な使用を認めること。
 - 11 申立人が権利を有する財産について、相手方がそれを取得し、横領し、損害を与え、または他の方法で処理するのを制限すること。
 - 12 相手方が特定のカウンセリングに出席するよう要求すること。
 - 13 子が相手方の費用で特定のカウンセリングに出席するよう勧告すること。
- (3) 他の手段。

本条による申立には、本法のもとでのすべての申立および命令を含めて、申立人および相手方に影響を及ぼすすべての以前および現在の裁判所手続および命令の概略を含めるものとする。

(4) 期 限。

第5項の規定に従い、第2項に定められた介入命令のどの規定も、規定が有効である期間を特定する用語を含めて、裁判所が適切と考える期限に従うことができる。

(5) 同 一。

第2項の7に記載された介入命令の規定は、刑法典（カナダ）または銃砲法のもとで、相手方が武器を所有・占有または支配することに対する命令または最終的な決定が有効となると、効力を失うものとする。

(6) 強 制。

第2項の1ないし8に規定された介入命令の規定は、刑法典（カナダ）のもとで治安官によって強制されるものとする。

(7) 同 一。

第2項の9ないし13に規定された介入命令の規定は、相手方が

(a) 裁判所が適切と判断する型式および金額の債務証書を郵送するか、または

(b) 裁判所が受理できる型式で債務証書を差し出す

という要件により保証されることができる。

第4条 (1) 緊急介入命令。

裁判所または受命判事は、申立により、相手方に通知することなく、

(a) 家庭内暴力が発生したこと、

(b) 人または財産が傷害または損害を蒙る危険があること、かつ

(c) 事態が、傷害または損害を蒙る恐れのある人または財産を保護するため、緊急かつ一時的な根拠にもとづいて処理されるべきであること

について、蓋然性の均衡で満足を得るとき、緊急介入命令をすることができる。

(2) 他の手続。

本条のもとでの手続には、本法のもとでのすべての申立および命令を含めて、申立人および相手方に影響を及ぼすすべての前出および当面の裁判所手続および命令を含むものとする。

(3) 緊急介入命令の内容。

緊急介入命令には、第3条2項の1ないし7のもとで、裁判所または受命判事が、傷害または損害を蒙る危険のある人または財産を緊急に保護する事情のもとで適切と判断することができる規定のみを含めることができる。

(4) 期 限。

第5項の規定に従い、緊急介入命令のどの規定も、場合により、規定

が効力を有する期間を特定する条項を含めて、裁判所または受命判事が適切と判断する期限に従わせることができる。

(5) 同 一。

第3条2項の7に定められた緊急介入命令の規定は、相手方の武器の所有、占有または管理に関する命令または最終決定が、刑法典（カナダ）または銃砲法のもとでなされるとき、効力を失うものとする。

(6) 強 制。

緊急介入命令の規定は、刑法典（カナダ）のもとで、治安官によって強制されるものとする。

(7) 緊急介入命令は、民事上の命令に優先する。

緊急介入命令は、児童法改正法、離婚法（カナダ）または家族法典のもとで、申立人、相手方または子に不利または有利になされたどの命令にも優先する。

(8) 審理（聴問）をうける権利。

すべての緊急介入命令は、

(a) 申立人および相手方に対して、相手方が命令の送達をうけたのち30日以内にいずれか一方が審理を請求するとき、彼等は緊急介入命令の変更または終了を求める目的で、裁判所の面前における審理を請求する権利を有する旨を助言するものとし、かつ

(b) 請求をするために従うべき手続を表示するものとする。

(9) 受命判事の命令は、再審理のため裁判所へ送付される。

緊急介入命令をするに当って、受命判事は、即座に、命令のための理由を含め、すべての証拠書類の写しを裁判所に提出するものとする。

第5条 (1) 審理の請求

申立人または相手方から緊急介入命令の審理に関する請求を受理したのち、必要とされる30日の期間内に、裁判所の書記官は、裁判所が審理に関する請求を受理した日よりおそくとも14日以内に、事件の審理のための日を設けるものとする。

(2) 審理の追認または命令。

受命判事によってなされた緊急介入命令に関する審理の請求が必要とされる20日の期間内になされないとき、裁判所判事は審理することなく、緊急介入命令および証拠書類を受理するものとし、かつ

(a) 彼または彼女が受命判事の面前に命令を与えることを支持する証拠があると確信するとき、命令を承認するか、または

(b) 受命判事の面前に命令を与えることを支持する証拠が存在すると確信しないか、または受命判事の面前にある証拠が命令に含まれた1つ以上の規定を支持すると確信しないとき、事件の審理を命じるものとする。

(3) 追認の通知。

判事が第2項(a)のもとで緊急介入命令を追認するとき、追認された緊急介入命令は、すべての目的のために、裁判所によってなされた緊急介入命令となり、裁判所書記官は、申立人および相手方に追認の通知をしないものとする。

(4) 第1項のもとでの審理の通知。

事件の審理の期日が第1項のもとに指定されるとき、裁判所書記官は、期日を申立人および相手方に通知しないものとする。

(5) 第2項のもとでの審理の通知。

事件の審理が第2項のもとで命じられるとき、裁判所書記官は、第2項のもとでの命令の日より遅くとも14日以内に申立人および相手方に審理の期日を通知するものとする。

(6) 裁判所の命令の審理が請求されない場合に、裁判所によってなされた緊急介入命令に関して、必要とされる30日以内にかなる請求もされないとき、緊急介入命令は、すべての目的のために、必要とされる30日の期間が経過した日に、裁判所によってなされた緊急介入命令とみなされるものとする。

(7) 命令は審理の請求によって停止される。

申立人または相手方による審理の請求の対象となる緊急介入命令は、いぜんとして有効であり、かつ、請求がなされることによって停止されない。

第6条 (1) 審理における裁判所の権限。

第5項のもとで設定または命じられた審理において、裁判所は、緊急介入命令を追認、変更または終了させることができ、かつ、第3条2項の8ないし13を含めて、必要な修正のうえ、審理および命令に適用することができる。

(2) 同 一。

本条のもとでの審理は、新らしい審理であり、裁判所の面前に提出される新らしい証拠に加えて、緊急介入命令をした裁判所は受命判事の面前にある証拠を考慮するものとする。

(3) 追認または変更される命令は、裁判所の命令とみなされるものとする。

裁判所が緊急介入命令を追認または変更するとき、追認または変更された緊急介入命令は、裁判所になされた介入命令とみなされるものとする。

第7条 (1) 送 達。

第3条ないし第6条のもとで裁判所によってなされた介入命令は、

- (a) 治安官により、裁判所がそれを命じるとき、
- (b) 申立人の弁護士または代理人により、
- (c) 申立人が裁判所の面前に代理されないときは、裁判所により、
- (d) 他の指示された方法により、

相手方に送達されるものとする。

(2) 同 一。

緊急介入命令は、定められた方法により、相手方に送達されるものとする。

(3) 代用送達。

裁判所は、送達が第1項または2項に定められた方法により履行されないと認めるときはいつでも、相手方への送達がすでになされたかどうかを問わず、相手方に対する代用送達を命じることができる。

第8条 (1) 命令は、直ちに効力を生じる。

介入命令および緊急介入命令は、なされると同時に効力を生じる。

(2) 送達または通知がなければ効力を生じない。

第1項にかかわらず、介入命令または緊急介入命令は、相手方が

(a) 命令を送達されたか、または

(b) 命令の通知を受領した

のでなければ、相手方に対して強制することはできない。

第9条 (1) 命令を変更または終了させる申立。

介入命令の申立人または相手方は、裁判所に対して、いつでも、他方当事者に通知のうえ、命令の変更または終了を申し立てることができる。

(2) 変更または終了命令。

裁判所は、第1項のもとでの申立により、介入命令がなされたのちに重大な事情の変更があったと確信するとき、命令を変更または終了させることができる。

(3) 命令は、申立により停止されない。

本条のもとでの申立の対象である介入命令は、いぜんとして有効であり、かつ、申立の提出により停止されることはない。

第10条 (1) 民事上の命令は、考慮される。

第5条2項のもとでの判事による緊急介入命令の再審理の場合に、第6条のもとでの審理または第9条のもとでの介入命令の変更または終了の申立を審理するとき、判事は、児童法改正法または家族法典のもとでなされた申立人、相手方または子に不利または影響を及ぼすならんかの未済命令を考慮するものとする。判事は、彼または彼女が、個々の命令がその基礎をなす法律のもとで、それが適切であり、許されると確信するとき、介入命令のもとで保護を与えるのに必要な範囲でなされた命令

を変更，修正または終了させることができる。

(2) 同 一。

第5条2項のもとで判事による介入命令の修正において，第6条のもとでの審理または第9条のもとでの介入命令の変更または終了の申立により，判事は離婚法（カナダ）のもとでなされる未済命令——申立人，相手方または子に不利益または影響を及ぼす——を考慮するものとし，またこれらの命令を変更，修正または終了するのが離婚法（カナダ）のもとで適切かどうかを考慮することができる。

第11条 控 訴。

介入命令に対する控訴は，合議法廷に対してなされることができる。

第12条 (1) 財産権は，命令により影響をうけない。

第3条2項の7ないし11により定められる場合を除いて，介入命令または緊急介入命令は，いかなる方法によっても，申立人および相手方が共有し，または単独で保有する不動産または動産の権原または所有権に影響を及ぼさない。

(2) 賃借居所の排他的占有。

居所が口頭，書面または暗黙の合意により，相手方によって賃貸され，賃貸借の当事者である申立人が第3条2項の規定により，該居所の独占的な占有を許されるとき，地主は，申立人が賃貸借の当事者でないという理由のみで立ち退かせないものとする。

(3) 同 一。

第2条に言及された申立人の請求により，地主は申立人に賃貸借上の地位にあることを忠告し，賃貸借より生じる相手方に対する請求を送達し，相手方は彼または彼女の選択により，賃貸借のもとでの相手方の責任を引き受けることができる。

第13条 受命判事，治安判事。

オンタリオ裁判所の首席判事は，オンタリオ裁判所判事および治安判事を指名し，彼等は1週間7日間，1日24時間を基礎にして，第4条の

もとでの申立を審理するものとする。

第14条 個人的な責任からの保護。

治安官、裁判所書記官または他の人に対して、

(a) 本法のもとでの人の義務、または

(b) 本法のもとでなされた命令の規定を実行する人の義務

の履行もしくは故意の履行について、善意でなされた行為または善意で軽視もしくは不履行した行為を理由に、いかなる訴訟も手続も提起しないものとする。

第15条 他の訴権に影響を及ぼさない。

本法のもとでの介入命令または緊急介入命令の申立は、申立人または家庭内暴力の他の被害者のために、現存する訴権に付加するものであり、減少させるものではない。

第16条 (1) 禁止。

いかなる人も、本法のもとで申立または申請することによって、刑法典（カナダ）の意味における偽証罪または公的非行を犯さないものとする。

(2) 強制。

第1項は、刑法典のもとで治安判事により強制されるものとする。

第17条 (1) 裁判所規則。

評議会における副総督の承認のもとに、家族規則委員会は、裁判所法第68条のもとで、以下の規則を含めて、本法のもとでの訴訟手続を含む規則および手続を制定することができる。

(a) 介入命令および緊急介入命令の申立。

(b) 緊急介入命令に関する審理を請求する手続。

(c) (b)項に定められた審理を誘導する手続。

(d) 本法のもとでなされる命令の送達および本法のもとでなされることが要求される通知。ただし、第7条のための訴訟参加命令および緊急訴訟参加命令の送達方法は定めない。

- (e) 介入命令および緊急介入命令の内容を規定。
- (f) 書式の規定。

(2) 司法体系への迅速なアクセスを提供する規則。

本法のもとでの訴訟手続における規則および手続に適用すべき裁判所規則は、申立人および相手方の司法体系への迅速なアクセスを提供すべく予定されるものとする。

(3) 申立は無料。

裁判所法によれば、本法のもとでの申立、請求または申請について、費用の定めはない。

第18条 (1) 法務長官は、規則を制定することができる。

法務長官は、家族規則委員会が第17条に従って制定し、修正または取り消す権限を有する規則を制定し、修正または廃止することを請求することができる。

(2) 規則がなければ、条例を制定することができる。

家族規則委員会が法務長官の書面による要請を受理したのち60日以内に規則を制定、修正または廃止しないとき、評議会における副総督は、法務長官の要請の意図を実行する条例を制定することができる。

(3) 条例は規則に優先する。

第2条のもとで作成された条例は、裁判所規則を改正し、または廃止することができ、かつ、第2条のもとで作成された条例と裁判所規則との間に矛盾が生じるとき、条例が優先する。

第19条 (1) 条 例。

評議会における副総督は、条例を制定することができる。

- (a) 裁判所または受命判事に、住居または他の場所に立入り、検査することを許可する令状の発効を含めて、第3条2項の7に定められた介入命令または緊急介入命令の規定に従って、差押えが要求された物件の差押、留置、返還または処分について、
- (b) 緊急介入命令に受命判事を従わせる支配的な方法について。

- (c) 第7条の目的のために、介入命令または緊急介入命令を送達するための方法について。
 - (d) 裁判所または受命判事に、本法のもとでなされた命令のコピーを条例によって特定された人への送達を要求することについて。
 - (e) 評議会における副総督が、本法の意図および目的を有効に実行するのに必要または得策と考える事項について。
- (2) オンタリオの別の地域への異なる適用。

第18条2項または第1項のもとで作成された条例は、オンタリオの別の地域のために異なる規則、要件および規定を含めることができる。

必然的な改訂。

第20条 裁判所法。

1994年のオンタリオ制定法第12章第8条によって定められ、1996年法第31章第65条によって改正された、裁判所法第21条8項への付録第1項は、以下の法律を付加して、さらに改正される。

家庭内暴力防止法

第21条 (1) 児童法改正法の第35条2項の廃止。

児童法改正法第35条2項は廃止される。

(2) 児童法改正法第35条の廃止。

前示第1項で指摘したように、同法第35条は廃止される。

(3) 移行。

同法第35条2項の廃止にかかわらず、廃止前に同項のもとで開始されたどの手続も、有効なものとして継続されるものとする。

(4) 同一。

第35条の廃止にかかわらず、

- (a) 同条のもとで廃止前に開始されたどの手続も、第35条がいぜんとして有効であったかのように、継続されるものとする。

- (b) その廃止前に第35条のもとでなされた命令または(a)項に従った命令は、その廃止後、それ自体の条項によって終了するか、または裁判所によって取消されるか、終了するまで、いぜんとして効力を有するものとする。

第22条 (1) 家族法典第46条2項の廃止。

家族法典第46条2項は、廃止される。

(2) 家族法典第46条の廃止。

1999年オンタリオ制定法第6章第25条および前示第1項によって改正された第46条は、廃止される。

(3) 本法の第46条2項の廃止にかかわらず、その廃止前に同項のもとで開始された手続は、いぜんとして有効であるかのように、継続されるものとする。

(4) 同 一。

第46条の廃止にかかわらず、同条のもとでその廃止前に開始された手続は、いぜんとして有効であったかのように、継続されるものとし、かつ、その廃止前に第46条のもとで、またはその廃止後にa項に従ってなされた命令は、その廃止後、それ自身の条項によって廃止されるか、裁判所によって取消されるか、または終了されるまで、いぜんとして有効なものとする。

開始および略称。

第23条 開始。

本法は、副総督の宣言によって指定される日より効力を生じる。

第24条 略称。

本法は、2000年、家庭内暴力防止法と略称する。